

万曆三十年代における沈一貫の政治と党争

城井, 隆志

<https://doi.org/10.15017/2230672>

出版情報 : 史淵. 122, pp.95-135, 1985-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

万曆三十年代における沈一貫の政治と党争

城 井 隆 志

はじめに

沈一貫は、万曆二十二年に内閣大学士となり、二十九年から三十四年の致仕まで首輔大学士として国政の中心にあった人物であるが、その強引な党派政治は官僚層の多くに猛烈な反発を引き起こし、その退陣後も波及びその一派への攻撃は相継ぎ、官僚間に深刻に対立を残すことになった。それ故、同時代人の文章に、彼に先行する内閣派の申時行・王錫爵・張位らの政治や人格への肯定的評価が決して少なくないのに対し、¹⁾沈一貫を肯定的に述べるものはほとんどない。²⁾

やや後の時代の歴史的評価も、例えば夏允彝の『幸存録』門戸大略に、

國朝自萬曆以前、未有黨名。及四明沈一貫爲相、以才自許、不爲人下。而一時賢者、如顧憲成・孫丕揚・鄒元標・趙南星之流、蹇諤自負、與政府每相持。附一貫者、言路亦有人。而憲成講學於東林、名流咸樂趨之。此東林・浙黨之所自始也。……而攻東林者、始爲四明、繼爲亓・趙、繼爲魏・崔、繼爲溫・周、繼爲馬・阮、皆公論所不與也。

とあり、明の滅亡まで続く党争の発端を沈一貫執政の時に見、「公論与らざる所」の反東林派の系譜の最初に彼を置いている。また清代の全祖望は沈一貫と同じ浙江鄞県の人であるが、彼の『鮚埼亭集』外編卷十九、沈文恭公画像記には、

康熙己未之開史局也、秉筆諸公欲痛抑沈文恭公、以爲亡國之禍由於黨部、黨部之禍始自文恭。時吾里中預史事萬徵君管邨頗平反之、以爲、由其後而言、一變而爲崔・魏、再變而爲溫・薛・楊・陳、三變而爲馬・阮、清流屏盡、載膏及弱、而溫則文恭之門下也。東林諸子所以尤憾文恭。然此及流極之運、未可盡歸之一人。蓋黨部之起、長洲(申時行)・太倉(王錫爵)已先發難。太倉最黠、長洲次之。文恭不若太倉之功、而深於長洲。至其擠歸德(沈鯉)、逐江夏(郭正域)、文恭之誘遂在長洲・太倉之上。若溯其源、豈自文恭始乎。管邨之説、蓋亦天下之公言非有私於鄉曲。

と述べ、沈一貫一人に明朝滅亡の原因を帰すが如き論調に対し、反東林派勢力は天啓・崇禎間に變化しており、その中の温体仁が沈一貫の門下であったということで党争全体の責任を沈一貫に負わせることはできないとし、また党争の源を尋ねれば、すでに申時行・王錫爵に始まっていると反駁する。康熙十八年に明史館が開かれた当時、明末の党争の原因を沈一貫に求める見方が強くあり、それへの反論もせいぜい彼一人が悪いのではないといった消極的な弁護の余地しかなかったことを示している。『明史』卷一一八沈一貫伝では、

一貫之入閣也、爲(王)錫爵・(趙)志臯之所薦。輔政十有三年、當國者四年。枝挂清議、好同惡異、與前後諸臣同。至楚宗・妖書・京察三事、獨犯不韙、論者醜之、雖其黨不能解免也。

と評し、その清議を拒み、派閥政治を行ったのは前後の(内閣の)諸臣と同じだが、楚宗・妖書・京察の三事での暴挙に至っては、その党の者であっても弁明できないとしている。これらの評価を総合すると、すでに十、二十年代から現われていた内閣対反内閣を基軸とする官僚間の抗争が、沈一貫の派閥政治によって決定的となり、以後の東林対

反東林と総括される党争の構図が形成されたとみることができよう。

筆者は先に万曆二十年代の吏部を中心とした政治過程を整理し、人事権を挺子に神宗・内閣に対抗した吏部の権限が次第に解体され反内閣派官僚の拠点たり得なくなり、それとともに、陝西・河南、江西・浙江などの出身地域による結びつきの要素が強い官僚派閥の形成が見られると考えた。本稿では、これに続く三十年代の政治的対立、沈一貫の政治とこれへの官僚層の対応がどのように展開したのかを、具体的に検討しようとするものである。

一 沈一貫の政治

沈一貫(字肩吾、号蛟門)は浙江寧波府鄞県の人で、その地をとって沈四明と称される。隆慶二年に進士に合格し、庶吉士から翰林院の官を歴任したのち、万曆二十二年に入閣した。この時の他の閣臣は、首輔趙志臯、次輔張位であるが(沈一貫とともに入閣した陳于陞は二十四年に死去)、実権は多く張位が掌握した。入閣してから数年間、末席にあった沈一貫に閣臣としてのめだった政治行動は見られないが、二十六年六月、東事贊画主事丁応泰は、朝鮮の役の指揮をとっていた経略楊鎬と張位・沈一貫が密書を往来し、楊鎬が蔚山の戦いで大敗したことを隠蔽し、党護したと弾劾した。楊鎬は張位が特に推挙してその任に就けたのであり、張位はこの弾劾に対し、「臣の心、纖毫も愧じるところ無し、惟、上の矜察されんことを」と、なお楊鎬の起用と留任の正当性を主張するかのような弁明をして、神宗の怒りを買ひ失脚したのに対し、沈一貫はいち早く罪を認めて恭順の意を示し、事無きを得た。張位の失脚後、趙志臯は同年十月から病気のため出廷できず、沈一貫一人が内閣の政務を執るようになった。

二十六年に、豊臣秀吉の死を契機に朝鮮から日本軍の撤退が始まり、七年にわたる朝鮮の役は終結した。これに伴い将士への論功行賞が行われることになったが、贊画主事丁応泰・查勘東征兵科給事中徐覲瀾らは、戦争指導者の功

の報告ではなく、かえって沈一貫及び彼につながる刑部尚書肅大亨・薊遼総督邢卬・経略萬世徳・御史張輔之・給事中姚文蔚らの「朋謀欺罔」「党和売国」の行為の弾劾を行った。沈一貫側はこれを圧殺し、丁応泰を回籍聴劾とし、徐観瀾の前疏に「抱病」の語があるのを見て、回籍調理としてその任を解き、代わりに自派の給事中楊応文を送り込み、盛んに東征の功伐を称賛させた。朝鮮の役において朝鮮の受けた被害は日本軍よりも明軍からの方が大きいといわれるほど明軍の腐敗は進んでいたが、そうした体制にのった上層部の戦争指揮、各地での敗戦の責任はまったく省みられなかったといえる。同年九月に、楊応文等の報告に基づき東征の叙功が行われたが、その際蔚山の戦いでの惨敗隠匿で解任された楊鎬の復用が「戦勝」ムードの中で早速許されているのも、そのことを端的に示している。朝鮮の役の終結に続き、翌二十八年には、播州楊応龍の乱も平定され、長年にわたる対外軍事的緊張とそれによる財政逼迫はやや緩和された。

二十九年には、十四年以来官僚層が一致して要求し続けた皇太子冊立が、沈一貫の手でようやく実現した。このころ官僚内に皇太子の冊立よりも冠婚の儀を先にすませてはどうかという議論も起ってきたが、沈一貫は、

先冠者、奚冠、太子冠乎、諸王冠乎。婚奚稱妃、太子妃乎、諸王妃乎。婚於何所、宮中乎、諸王邸乎。不正名而苟成事、明降元子爲諸王、不如仍稱長子。

と述べるなど原則主義的な立場からその議を退け、なお冊立、冠婚を一気に実現すべく神宗に上請し続け、二十九年八月にようやく「即日挙行」の命を得た。十月の儀式直前になって、神宗は儀式に用いる冊宝が揃わないことを口実に、なお延期を謀ったが、沈一貫はその御批を封還し、「臣、万死するも、敢て詔を奉ぜず」と抵抗した。神宗も遂にこれに従い、予定通り十月十五日に皇太子冊立の儀式が挙行された。

沈一貫の治政下でもかくも対外戦争が終結し、長年の懸案であった皇太子冊立は実現した。しかし、『明史』巻一一八沈一貫伝に、

自一貫入内閣、朝政已大非、數年之間、礦稅使四出爲民害。其所誣劾逮繫者、悉滯獄中。吏部疏請起用建言廢黜諸臣、并考選科道官、久抑不下、中外多以望閣臣。一貫等數諫、不省。而帝久不視朝、閣臣屢請、皆不報。一貫初輔政面恩、一見帝而已。……上下否隔甚、一貫雖小有救正、大率依違其間、物望漸減。

とあるように、二十四年から始まった宦官による礦稅徵收の禍は深刻化し、礦稅監と対立して罷免、投獄される官僚は急増し、また二十七年以降、各地で反礦稅の民變が頻発し、社会不安が広がっていた。また二十年代半ばからの官僚ポストの員欠狀況は依然として改善されず、とりわけ科道官人事は大幅に遅延され続けた。これらの問題を論ずる奏疏はほとんどすべて留中されて発せられなかった。沈一貫もこうした狀況の打破を頻りに上請したが、神宗からはまったく顧みられず、閣臣の地位にありながらも術がなかった。

三十年二月、沈一貫は一時危篤状態に陥った神宗から、礦稅廢止・礦稅被逮諸臣の釈放・建言諸臣の復歸・科道官考選を認めるという詔を引き出しながら、翌日回復した神宗からとり返されるといふ失態を演じた。神宗が遣わした宦官に暴力を振われてのことで、沈一貫も不可抗力だったとはいえ、このことは官僚層に彼に対する大きな失望感を与えたであろう。「物望漸く減じ」、彼の政治への批判が、このころより起こってくるが、これについて述べる前に、三十一年に起きた楚獄と称される事件を通じて、沈一貫政治の基本的性格を考察する。

武昌に置かれていた楚王府内で楚王と宗人との間に対立が生じ、三十一年これが朝廷に持ち込まれた。

三十一年二月、楚の宗人華越は、楚王華奎は先代恭王の実子でなく異姓の子であると讐奏した。すなわち先代の恭王は無子のまま隆慶五年に死去したが、王妃は自分の兄の子華奎と族人の子華璧を秘かに受け入れ、恭王の宮人の遺腹の双子に仕立てあげ、華奎に楚王を、華璧に宣化王を継がせたというのである。沈一貫は通政使沈子木に働きかけ、この疏を阻んで上呈させなかった。四月には楚王が華越の不法を弾劾した。華越は宗人二十九名と盟約して北京に赴

き、前疏を上奏した。¹⁵ 湖広武昌府江夏県の人で以前からこの事実を知っていた礼部署部事右侍郎郭正域は宗人側に立って、楚王ら関係者を勘問し、事の真偽を明らかにすることを主張し、沈一貫は楚王の側に立って、親王を勘すべきではないと主張した。湖広撫按の公勘においても確たる証拠は出ず、真偽は不明のままであり、再勘の可否は、宗室に関わるものだけに廷議でも意見は分かれた。次輔大学士沈鯉は郭正域を支持し、戸部尚書趙世卿・謝杰・国子監祭酒黄汝良らは楚王・沈一貫の側を支持した。この間、沈一貫派の科道官楊応文・康不揚・錢夢皐らは、宗人の訐奏の黒幕は楚王への私怨を抱く郭正域であると攻撃し、郭正域は、沈一貫が華越の疏を阻んだことや、楚王の賄賂攻勢などを暴露した。¹⁶

官僚間で議論が紛糾する中で、十月になって、「楚藩の訐奏の事情は、年遠く抛なし。讐口憑り難く、（楚王が）仮に非ざること甚だ明らかなり。必ずしも再勘せず」との詔が出され、楚王の継承を正当と認め、華越ら宗人の訐奏の罪を処置した。¹⁷

郭正域と沈一貫の主張を較べてみると、勘問を主張する郭正域はその根拠として、

事情重大、自當行動、……事關宗室、不宜朦朧了事。……臣竊以爲、事無大小、皆當上聞。而（沈）一貫乃有不欲上聞者。事無大小、皆當付是非於天下、聽皇上處分、而一貫乃欲以其意爲行止。¹⁸

と述べ、事情は宗室に関わる重大な事であり、曖昧なままにするわけにはいかない、その是非を天下にはかり皇上の判断をまつべきであるという。これに対し、沈一貫は、「宮闈曖昧」、「年月久遠」、「事体重大」の三点を理由に、勘問すべきでなく、撫按に体訪させるべきだとし、

（郭）正域欲將楚王勘問。臣曰、按會典載「親郡王所行未善、事情輕者降旨切責、若干宮壺重事、差內官皇親、前去體勘、至日處治」。開載甚明。勘問與體勘不同、還當體勘。蓋親郡王體統甚隆、罪狀未明、豈得與犯人一同體勘。¹⁹

と述べ、会典に規定されている体勘を適用すべきなのであって、親王郡王の体統は甚だ高くかつ罪狀未明であるから、

犯人と同様に勘問すべきではない、という。

いふなれば、郭正域が国家体制としての宗室の体統が損われている疑いがあるという「事情」の重大性に力点を置き、厳格な調査によって宗室に対してでも一切の是非を天下に委ねるべき（最終的には皇帝の判断に委ねるが）だとするのに対し、沈一貫は皇帝に連なる宗室の体統の尊厳性という「事体」の重大さと楚王の嗣爵以来三十年という既成事実を前提に、過度の介入は避けるべきであるとする。沈一貫の主張の裏には、賄賂による楚王との癒着があった。ただし、そのことは別にして官僚世論の中には沈一貫の現実的処理を支持する声も多く、郭正域の強硬な主張は必ずしも大方の支持を得てはいなかった。郭正域の友人葉向高の『蘧編』巻二、万曆三十一年条には、

士大夫雖明知王出於他姓、以曖昧無證據、且得國久、難以動搖、亦咎明龍（郭正域）之輕發也。余初聞此議、即貽書勸止明龍、有「七國未削、錯身先危」等語。而明龍不聽、卒及于禍。

とあり、士大夫間では、楚王が正統ではないことは周知のことだとしても確たる証拠がなく、しかも、嗣爵から年月が経っており、事をむし返すべきではないとして、郭正域の軽挙に批判的であったといひ、葉向高も追求をやめるよう勸言している。沈徳符『万曆野獲編』巻四、「存楚」には、恭王の後継者捏造の画策を知っている者の言として、

郭明龍（正域）愍矣。此事重大、得實時必殺數百人。四明（沈一貫）不欲行、亦老成之見。但迎合者訾郭、太甚耳。

とあり、事実が明らかになつたら累の及ぶところが大きかつたとして、沈一貫の現実的処理の方を評価するが、ただし沈一貫に迎合して郭正域を攻撃するのは過当であるという。

翌三十二年九月、楚王は自分を擁護してくれた関係者への賄賂を北京へ送ろうとし、宗人側は冤をはらそうとして、途中でこれを襲ひ、証拠の私書を奪つた。湖広巡道副使周応治は宗人三十余人を捕えて裸にし枷をつけて連行した。この苛酷な処置に怒つた宗人側は大挙して周応治を襲ひ、また巡撫趙可懐のもとに赴き訴えた。趙可懐はこれを詰責

し、激怒した宗人は趙可懷を毆殺した。巡按御史吳楷はこれを謀反と政府に報告し、沈一貫は謀反は真なりとして兵を発して宗人を捕えた。だが宗人は趙可懷を殺してから、これを惧れて散り隠れており、もともと反意などなく、抵抗することなく縛に就いたという。文秉『定陵註略』巻六、楚獄始末には、

當撫按會勘時、右布政薛三才力辯諸宗不反、(梁) 應龍忿然曰、世有不反而敢殺一巡撫者乎。遂擬五等具奏。總憲溫純言、今日諸宗之罪、其最重在毆殺撫臣耳。不可言反也。楚獄既結、朝議欲告廟宣捷。歸德(沈鯉) 力言於四明(沈一貫)、止之。

とあり、宗人の罪を誇大に喧伝する沈一貫らに対し、反沈一貫派の薛三才・温純・沈鯉らは極力宗人らの謀反の意を否定して、その罪の軽減を画ったが、翌三十三年四月に、宗人二人を斬に処し、三人に自尽を勒令し、五十餘人を高牆・間宅に禁固するという処罪が確定した。

この苛酷な処分について、『定陵註略』巻六、楚獄始末に載す四十年十二月の田大益の疏に、

夫楚王之假也、宇内共知之。楚宗之無反狀也、宇内亦共知之。沈一貫當國、得楚王之金玉、而飾假以成真、嫉諸宗之攻發、而鋤真以助假。初以趙可懷撫楚也、可懷乃一貫之私人、爲曲庇楚王計也。繼以可懷敗露、而撫楚之缺、置清通之薛三才、而用貪昏之梁雲龍、雲龍亦一貫之私人、尤爲曲庇楚王計也。夫既曲庇楚王、不得不殺諸宗、以滅其口。夫既謀殺諸宗、不得不借大逆、以甚其罪。

とあって、この処分は楚王を曲庇する沈一貫が、大逆に名を借りて宗人を弾圧し、その口を封じようとしたものであると批判しているように、この事件がもともと沈一貫が楚王に加担して一方的に宗人の批判を封じたために発生したものであるだけに、世論の多くは宗人に同情的であり、沈一貫致仕後、しばしば禁錮の諸宗人の釈放が上請され、四十二年になってようやく釈放が認められた。

ところで殺された趙可懷について、田大益の疏では、沈一貫が楚王を曲庇するために、巡撫として派遣したというが、

実は趙可懐の湖広巡撫就任は二十九年四月であり、同年三月に武昌で税監陳奉に対して勃発した大規模な民変を処理するために派遣されている。²⁸⁾

陳奉は湖広各地で苛酷な収奪を行い、そのため行く先々で民変を惹き起こしたが、二十九年三月に彼に抵抗する地方官が彼の誣告によって逮捕投獄されることになったのに激昂した数万の士民が、陳奉を殺そうと変を起こし、陳奉は楚王府に逃げこんで難を免れた。事態を重視した神宗は遂に陳奉の回京治罪を決定し、沈一貫は民変を收拾するた²⁹⁾め、陳奉を曲護して民衆の怨みを買っていた巡撫支可大を解任し、後任に工部侍郎趙可懐をあてた。おそらく、この時沈一貫は民変が陳奉を匿まった楚王府に及ぶのを懸念していたであろうことは十分想像できる。

民変を收拾し人心を安定させる任を負って着任した趙可懐は、『神宗実録』万曆二十九年八月癸巳条に、

吏科都給事中郭如星論劾湖廣巡撫趙可懐、言、其伏謁陳奉、趨承唯謹、遣官護送、糊塗了事。奉之多贓與所陳兵器、一切不以上聞。支可大縱匣外之虎、任其搏噬、可懐憚匣中之虎、聽其咆哮。可大長奉之惡、釀禍於始、可懐護奉之短、遺患於終。請下奉於理、且亟罷可懐。不報。

とあり、また『定陵註略』卷五、軍民激変に、

按、陳奉横行楚中、發塚抄家、殺人焚尸、極其慘毒、會城士民再起、擊之。皆以撫按三司救免。上悉其狀、召還。而金銀財物以鉅萬計。支可大俱有掠之者、乃多與之衛、至襄陽。巡按王立賢議留其行囊、簡其數、上聞。巡道某固勸不可、乃止。時新巡撫趙可懐已入境、亦使人導之出疆。以故楚中之人無不痛恨此三人者。南省中參疏有云可大・可懐、無一可者也。誠然哉。

とあるように、なら陳奉を抑制することなく、むしろ民変から陳奉を保護し、その莫大な収奪財物の持ち出しに加担するなど、まったく宦官側に立って動き、楚中の人々を落胆させた。

また楚獄の際、宗人の「謀反」の契機を作った巡道副使周応治は、沈一貫の門人で婚家である翰林院官周應賓の弟

で、彼もまた沈一貫と緊密な関係にあったと見てよい。彼は二十九年七月に湖広副使となっており、趙可懐と同様民變の事後処理の任を負っていたと思われる。また前引史料にいう、陳奉の贓物を差し押さえて調査報告しようとした巡按王立賢に反対し、趙可懐に加担した巡道某はおそらく彼を指すのではないかと思われる。すなわち、武昌民變を機に湖広に置されたこれら沈一貫の腹心は、税監の利益を擁護し、楚獄において、中央では楚王と癒着した沈一貫が宗人の主張を封じ、現地においては彼の腹心が宗人に抑圧的態度でのぞんだということになる。

以上の如く、沈一貫とその意向を受けた腹心は終始税監や王府といった皇帝の私的権力に寄生的な存在と妥協、迎合し、その利害を優先させた。礦税廃止を、あるいは員欠の解消など官僚層が一致して希求する諸要求を、彼もまた主張し続け、実際彼自身そのことによる秩序回復を願っていたとしても、実際の政治運営にあたっては、結局官僚世論の大勢を無視してでも、王朝権力の恣意性を追認し、これを補完する立場に立ったのである。

二 沈一貫と沈鯉

官僚内に沈一貫と対抗的な動きが現われ、それとともに沈一貫の狭隘な派閥性が強まるのは三十年代に入ってからである。二十九年九月に首輔趙志臯の病没に伴い、沈一貫は名実ともに首輔となり、閣臣補充のための会推が行われ、沈鯉と朱賡の入閣が決まった。この時の会推で、神宗は最初朱国祚と馮琦を採用しようとしたが、沈一貫は朱賡の入閣を意図して、兩人の若さを理由に退け老成者を爰立すべきことを密掲したという。また『明史』卷二一九朱賡伝では、神宗は大臣の植党を嫌い、林居して永く官界から離れていた者を採用しようとして、朱賡を選んだという。朱賡は十七年七月に丁憂のため礼部尚書の職を退いており、沈鯉もその前年九月に礼部尚書を致仕しており、両者ともこの条件に合致したわけである。また高攀龍は、今次の会推で吏部が沈鯉の名を筆頭に置くと、神宗は欣然として採用

を決め、沈一貫は退めることができなかつたといふ^①。それぞれ伝える状況は異なっているが、神宗・沈一貫のそれぞれの思惑が絡んだ人選だったのであろう。

沈一貫は当初より強く沈鯉を警戒し、沈鯉もまた入閣が神宗の信任によるもので、沈一貫の力によるものではないことから、譲らなかつた。両者の対立をその政策面から考察した小野和子氏は、対立の要因として沈一貫が「礦税反対を口にしながら結局は神宗と妥協した」のに対し、沈鯉が「礦税に抗して終始能動的に動いた」点を挙げている。この小野氏の理解は一応は承認されようが、本稿では両者の政治姿勢の違いを確認しながら、それぞれの政治的基盤ないし勢力関係の問題として扱ってみよう。

沈鯉は三十年七月到北京に到着し入閣したが、この前後に陝西出身官僚が関わる抗争が散発している。まず、二月に沈一貫が礦税廃止の詔を神宗に奪回されてから十日後、太僕寺卿南企仲は上疏して、吏部尚書李戴・刑部尚書蕭大亨が、それぞれ新詔で認められた建言諸臣の推用、礦税獲罪諸臣の釈放を遅延させていると攻撃し、速やかに実行するよう要求した。神宗はこの疏に激怒し、南企仲を降一級調用とし、再びこの二事を禁じた。李戴は『明史』本伝で、趙志阜・沈一貫の柄政に敢て異を唱えず、そのため吏部尚書の地位を長期間保つたと評されており、特に沈一貫に就いた形跡もないが基本的には内閣に従順であつた。蕭大亨は終始沈一貫の側に立つて動いた重要な腹心である。

三月にはかつて吏部司官の腐敗を内部告発した稽勳司郎中趙邦清が科道官から「險暴貪淫」と弾劾された。趙邦清はこの弾劾が同僚吏部郎中の教唆によるものと考え、彼ら及び李戴の「売法受賄」を暴露非難し、吏部内部の抗争を惹き起こし、降三級調外とされた^②。八月に御史劉九経は、刑部侍郎董裕の「老耄」、通政使沈子木・詹事范醇敬の「儉邪」を弾劾し、これらを吏部左・右侍郎に会推すべきではないと述べ、降三級調外とされた^③。被劾者のうち、沈子木は前述のように沈一貫派であり、他の二人についてはよくわからないが、劉九経は疏中に『詩経』の十月南山の語を引き、沈一貫の専権を暗に批判したといわれ、そのことから判断するとこの二人も沈一貫側に立つ人物であろう。と

すると、この三つの抗争は、その直接の関連は不明であるが、沈一貫派の人物への攻撃という共通点をもつ。また攻撃した南企仲・趙邦清・劉九経がともに陝西の出身であることも共通している。

陝西官僚のこうした活動に対して、十月に御史金忠士、張似渠は彼らを一党とし、左通政李心策を「秦人の植克者」として攻撃した。これに対してやはり陝西出身の左都御史温純は、沈一貫派の御史于永清の罪状を告発したが、その中で、

國家所最宜定者國是。國是不定、將上下日煽惑于疑似有無之言、使有過應劣處・應外轉奸人得乘之、以肆無稽之說、而逐異己者。且使首相沈一貫日抱無端之疑、不安于位、久杜門不出。則今日之大可駭者。……文（于永清）乘劉九経有十月南山之語、不過書生期望老成、則興（姚）文蔚肆言曰、秦人欲擠首相。……部郎交構之讎、則有之。秦人多口之謬、則有之。而強以無罪爲罪、強以不貪爲貪、強以未參爲參、強以不黨爲黨、則一憾之爲也。

と述べ、于永清と戸科都給事中姚文蔚が、秦人が首相を陥れようとしていると沈一貫に吹き込み、沈一貫に秦人への疑いを抱くようにしむけているとし、一連の秦人をめぐる抗争については、趙邦清に端を発す吏部内の抗争の過や、秦人側の過剰な議論は確かにあるが、これを強いて罪、貪、党などと標榜しているのは姚・于両人のしわざであると、秦人側を擁護した。温純の疏は直接沈一貫を批判しているのではないが、沈一貫に陝西官僚への攻撃を牽制したものとみられる。沈一貫は事実無根と弁明し、于永清・姚文蔚も弁疏して温純を攻撃した。結局于永清が調外任用の処分を受けたが、これを機に沈一貫と温純の対立が強まり、沈一貫派の姚文蔚・吏科都給事中陳治則・鍾兆斗らが温純を攻撃した。

以上の如く、三十年になって陝西官僚をめぐる動きが俄かに活発になり、そのことが沈一貫と温純の対立を顕在化させた。二十年代に吏部尚書孫丕揚・刑部侍郎呂坤を中心とする陝西・河南の西北官僚が、閣臣張位・戎政都御史沈思孝らを中心とする江西・浙江官僚と対立したが、三十年代でも沈一貫に対抗的な勢力として陝西官僚が浮び上がった。

てくる。趙邦清は陝西慶陽府真寧県の人で、呂坤と親密であつて政治的にも孫不揚派にあつた李楨の高弟であり、また彼自身も呂坤と結びつきを持ち、その影響を強く受けている。⁴⁰二十年代の孫不揚派と、三十年の秦人との間の人脈上の繋がりには十分想定される。

沈鯉は河南歸德府商丘県の人で、彼もまた呂坤と密接な関係にあり、二十年代の河南の徭役改革では協力関係にあつたといふ。また沈德符『万曆野獲編』巻九、沈四明同郷に、

沈四明（一貫）在事、與西北不洽固也。而待同郷尤薄。時浙之名碩、惟沈繼山（思孝）尤著。特以與孫富平（丕揚）相構久不出。壬寅（二十九年）冬、沈歸德（鯉）爲次揆。初抵任、兩人交尙未離。一日謂四明曰、公之里人又貴、如沈繼山司馬者、宜亟用之。吾同里門人之呂新吾（坤）亦宜一出。四明怫然曰、呂之當起、不必言。若沈司馬者、吾不敢聞命。事遂已。蓋呂司寇爲富平所厚、與沈司馬爭爲大幸同罷。四明方欲結歡西北、故抑司馬以伸司寇。究之、司馬絀、而四明仍不爲西北所與也。時四明最善者、如蜀人錢給事（夢臯）・張御史（似渠）・齊人康御史（丕揚）。若浙人、則有陳宮允（之龍）・姚給事（文蔚）・鍾給事（兆斗）・賀吏部（燦然）、俱稱契厚。然自以聲氣相引重、非關桑梓也。

とあり、沈鯉は呂坤及びこれと対立した沈思孝の同時起用を提案し、西北・浙江両派の関係を調停しようとし、沈一貫は同郷の浙江よりもむしろ西北官僚との提携を意図して呂坤の起用に賛同したといふ。沈德符は浙江嘉興府秀水県の人で、沈一貫の故にのち浙江人士がその一派とみなされて攻撃されたため、沈一貫と浙江との関係の薄さを強調する意図があつたとも考えられ、この逸話自体は俄かには信じ難いが、沈一貫にとって沈鯉の背後にある西北勢力が無視できない存在であり、それへの対応を迫られていたことが窺えよう。少なくとも沈德符が沈一貫と沈鯉の対立の背後に西北、浙江の両勢力を強く意識していたことは明らかである。

つまり三十年の陝西官僚による政治批判の活発化は、孫不揚・呂坤の系統を引く沈鯉の登場に力を得てのことであ

り、こうした動きに対して沈一貫側は秦人の党という攻撃を加えて規制しようとし、西北官僚の側も温純にみられるように沈一貫派の秦人抑圧への対抗姿勢をより明確に示したのである。このように沈鯉と西北官僚の間には密接な関係が窺えるが、ただ沈鯉の場合、彼の礦税問題への取組みの姿勢や手腕に対して、西北官僚のみならず、より広汎な官僚世論の支持を集めていたことに、留意する必要がある。少なくとも彼自身には党派的色彩はむしろ希薄で、党派性を出さなかったことが広汎な支持を集めた要因でもあろう。

沈一貫に対抗的な沈鯉・温純が基本的に西北官僚を背景にしていたとしたら、沈一貫を支えた勢力はどのようなものであろうか。前引史料の後文に列挙された沈一貫派は、官職でいえば御史・給事中がほとんどであり、地域でいえば、沈徳符は同郷の故ではないと断っているが、浙江官僚が最も多い。「浙人、公論と忤うは一貫より始まる」と評されており、また沈一貫退陣後、その一派にかけられた攻撃でも被劾者の多くを浙江官僚が占めており、やはり浙江官僚が沈一貫派の中心にあったとみてよい。この点はまた後述するとして、まず首輔大学士としての沈一貫が官僚機構をどう掌握していたかを考察する。

『神宗実録』万曆三十年十月乙卯条に、

左通政李應策、因都給事中楊應文・御史張似渠・康丕揚交章論劾、復上疏自明而極言、張輔之・侯先春・楊應文營求推轉、至黨同十餘人、驅逐秦中諸臣異己者、不遺餘力。乞賜密察、以昭公道。

とあり、「秦人植党者」として攻撃された李应策は、沈一貫派の科道官楊应文・張似渠・康丕揚・張輔之らの十餘人の党があり、陝西官僚を駆逐している、と指摘している。給事中張輔之・姚文蔚・楊应文は、前述の二十七年の朝鮮の役終結時の抗争でも沈一貫派として挙げられており、沈一貫が内閣の実権を掌握した時以来、これらの科道官が沈一貫の側に配されていたことがわかる。三十一年に楚王の問題が起きた時、郭正域が「事、宗室に関われば、宜しく臆」と事を了るべからず。若し勘を行わざれば、科道当に之を言うべし」と述べたのに対し、沈一貫は冷笑して「科道、

断じて言わざるなり」と答えているが、⁴⁶ 実際、管見の限り楚王の勘問を要求した科道官は礼科都給事中張問達一人であり、沈一貫は科道官の掌握ないし批判的言動の封じ込めに自信を持っていた。

積極的に沈一貫側に立ち、その意向を受けて温純と争い、楚獄及びこれに続く妖書事件で郭正域・沈鯉を攻撃した科道官は、于永清・姚文蔚・陳治則・楊心文・康丕揚・張似渠・錢夢臯・鍾兆斗であった。彼らは沈一貫の腹心として内閣権力を背景に、弾劾、糾察の権を武器に専ら反対派の排斥に務めた。ただしその他の科道官はこれに同調した形跡はなく、むしろ妖書事件では郭正域を擁護した者も多いことからみて、沈一貫が科道官全体の掌握に成功したとはいえない。⁴⁶

妖書事件における官僚層の動向を見てみよう。三十一年末に『統憂危竝議』という怪文書が北京城内に出現した。「皇太子冊立は神宗の本意ではなく、他日更易するつもりであり、沈一貫・朱廢らがこれを画策している」という内容の中傷文書であるが、沈一貫は郭正域・沈鯉を妖書作成の犯人に仕立てようと企て、神宗の怒りを煽って大掛りな捜査を行った。沈一貫の側近である康丕揚・錢夢臯・張似渠ら科道官が郭正域を犯人として告発し、刑部尚書蕭大亨が逮捕された諸容疑者から郭正域の犯行の証言を引き出そうとした。郭正域の婢僕・隸役らは尽く連行され、沈鯉の邸も日夜羅卒に包囲監視される事態にまでなった。

この沈一貫の暴力的な対立者排除に対しては、同派とみなされる者も含み官僚各層から抵抗が起きた。翰林院の唐文獻・楊道賓・周応賓・陶望齡・周如砥らは沈一貫に面会し、事件を早く終結して郭正域に及ぶことのないよう進言⁴⁷し、戸部尚書趙世卿も順天府通判孫許から「如何ぞ権相に附し、以て正人を害す」と詰られ、沈一貫に諫言した。⁴⁷ 南京御史朱吾弼は上疏して郭正域を擁護し、⁴⁸ 温純や礼部左侍郎李廷機・御史沈裕・湯兆京・牛心元・余懋学らは、同年末の東廠・錦衣衛・順天府・刑部・九卿・科道の会審の際、容疑者の一人である元生員曠生光の犯行を主張して結審を急いだ。東廠大監陳矩も曠生光が犯人でないことを知りながら事件が長びいて郭正域らに累が及ぶことを恐れ、曠

生光犯人説で結審し、翌三十二年四月にこれを神宗に報告した。蕭大亨はなおも郭正域を連坐させようとしたが、部下の主事王述古の抵抗に遭い断念せざるを得なかつた。⁵⁰

沈一貫の暴挙に抵抗した人々のうち、趙世卿・李廷機・周心賓・陶望齡・周如砥はのち沈一貫派として攻撃されている。妖書事件での沈一貫への抵抗とは矛盾するようであるが、しかし彼らが沈一貫に直接意見を具申できる位置にあったということが、また彼との近さを示しているよう。内閣の母体であり、また内閣に事実上直屬する翰林院に沈一貫系列の人物が多かったことは沈一貫を支える基盤の問題として注意すべきであろう。それはともかく、そうした人々にとつても妖書事件における沈一貫の暴力的な反対勢力排除は容認できないものであつた。

沈一貫の周辺からも彼の行きすぎを咎める声が出る中で、終始沈一貫の側にあつたのは、側近の科道官及び刑部尚書蕭大亨・掌錦衣衛左都督王之楨・提督京城内外督捕陳汝忠らであつた。蕭大亨は二十三年五月以来刑部尚書の地位にあり、三十年六月からは兵部をも兼署した。なお三十二年前述の楚宗人の「謀反」が発生すると、その翌十月蕭大亨は兵部尚書に転じ、かつ刑部を兼署した。刑部では右侍郎董裕が左侍郎に昇格するとともに、浙江出身で沈一貫派の前山東左布政使沈応文が右侍郎に起用されている。董裕も前述の如く沈一貫派とみてよいであろうから、沈一貫は宗人らの「謀反」に対して、軍事・刑獄の部署を自派で固め、徹底弾圧の体制で臨んだのである。すなわち、沈一貫は弾劾糾察の任にあたる科道官とともに、兵部・刑部あるいは錦衣衛といった軍事・警察の機能を持つ部署に自己の腹心を配置して、これらを強く掌握しており、その警察機能を自己の権力に敵対する勢力、さらには官僚層全体への抑圧装置としていたといえよう。妖書事件ではそれが剥き出しの形で現われたのである。

しかしながら妖書事件では、沈一貫の暴挙は、自派官僚や宦官をも巻き込んだ幅広い官僚各層の抵抗によって阻止され、沈鯉・郭正域は事無きを得た。蕭大亨が刑部内の直屬の部下から抵抗を受けているように、沈一貫内閣の強権発動をもつてしても官僚層制圧はもはや貫徹できなかった。狂暴化した内閣に対する抵抗の力も強く存在したのであ

る。

三十三年は京察の年にあたり、温純と吏部署部事左侍郎楊時喬がこれを掌管した。沈一貫は、考察の掌管者に肅大享をあてようとしたが、沈鯉に阻止された。また葉向高が撰した温純の神道碑には

踰歲、當内計。執政使人語公（温純）、此番計事、凡舊嫌夙怨當一切破除。又語少宰楊公（時喬）、各屬賢不肖者、皆聽其長以受成于明主、不得有所侵奪。公嘆曰、此挾天子以令諸侯耳。歸德公亦請覓錢給事（夢臯）、以兩釋猜嫌。公終不聽。

とあり、沈一貫は事前に温純に対して、考察では旧嫌夙怨を一切排除すべし、と伝え、楊時喬には、各官の考察の評価は各衙門の長の判断に従え、と圧力をかけ、考察の権限を吏部・都察院から諸衙門へ分散しようとしている。また沈鯉は、党争の激化を憂慮してであろう、錢夢臯の処置を寛大にするように温純に要請しているが、このことからわかるように、今次の京察では錢夢臯ら沈一貫派の科道官の処置が、当初から焦点であり、自派の不利を知る沈一貫は、事前に種々の工作を行ったが、それは尽く失敗に帰したのである。

温純らは、錢夢臯・張似渠・于永清を考察に掛けて降調し、また鍾兆斗を年例によって外転に擬した。窮した沈一貫は、察疏を留中して下さず、三月に科道の人数不足を理由に被察の科道官を留用するという挙に出、同時に吏部・都察院の側の「狗私」「結党」を責めた。科道官の慢性的な員欠は、神宗が官僚側の科道官考選の要求を無視して補充を認めないところに起因しており、一方で員欠を理由に被察の科道官を留用するというのは、神宗の言としては全く矛盾したものであり、沈一貫派擁護の意図は明らかであった。

沈一貫が強引に京察のルールを曲げ詭弁を弄してまで自派科道官を擁護せざるを得なかったのは、彼が直接手足として使える科道官が前述の数人に過ぎなかったという事情による。そのうち楊忬文は三十二年九月に南京太僕寺少卿に陞進しており、すでに言責はない。また康丕揚は時に沈一貫派批判の側にあり、完全な復心ではなかったようでも

ある。彼が考察にかけられなかったのは、あるいはそれ故かもしれない。つまり、もし考察の疏がそのまま裁可され、一挙に四人の科道官を失えば、沈一貫の反対勢力への攻撃力はほとんどなくなるのである。沈鯉の登場以来、西北勢力と敵対し、また吏部・都察院という人事（考察）の権を掌握する部署と敵対してこれへの直接の支配力を失った沈一貫は、神宗の力に強く依存して自派の温存を謀らざるを得なかった。

制度を無視してまで自派を擁護し、権力の強化を謀る沈一貫の姿勢は完全に官僚層全体から浮き上がっていたといえよう。これ以後沈一貫・錢夢皐らへの弾劾が相次いで現われる。五月に候補南京兵部職方郎中劉元珍が、「私人を偏置し上を蒙し下を箝す」沈一貫と「奸險異常、頑頓無知」の錢夢皐を弾劾したのを皮切りに、六月に南京吏科給事中陳嘉訓・南京御史蕭如松・朱吾弼・応天府丞徐申が、七月に兵部主事龐時雍が、それぞれ沈一貫らを攻撃した。相次ぐ弾劾に抗しきれず、錢夢皐・鍾兆斗らは養病の名目で官界を去り、同時に温純も致仕した。この一連の沈一貫派攻撃が非科道官ないし南京科道から発せられたことは注目してよい。『定陵註略』卷三、乙巳大計に、

錢夢皐等之入計典、鍾兆斗之例陞、皆出温（純）総憲意。四明突邀中旨留用。楊（時喬）・温二公及掌計侯慶遠等見聖諭嚴切、噤不敢爭一語。於是錢・鍾二人相與比周、恣意反噬。南北臺省相顧莫敢言。及劉公（元珍）抗章論劾、龐（時雍）・朱（吾弼）諸公繼之。二人始求去。

とあるように、南北というのは正確でないが、科道官は「結党」を責める厳切な詔に牽制されて、なお反撃できなかつたのである。このことは、中央の科道官が沈一貫の「下を箝す」体制になお強く束縛されて攻撃の主力勢力となり得なかつたこととともに、中央から離れた南京においては、この統制が十分に貫徹されておらず、ここに抵抗の勢力が育っていたことを示しているよう。

錢夢皐ら被察の科道官が官界を逐われたことにより、沈一貫の官僚層への規制力が大幅に失われてからは、中央の科道官も一斉に攻撃を開始し、相次ぐ弾劾に対して沈一貫は病を称して私邸に籠り、専ら神宗の慰留の温旨に依存し

て内閣首輔の地位を保つしかなかったが、遂に三十四年七月に致仕を余儀なくされた。ただし沈鯉が閣中に残ることを恐れた沈一貫は、沈鯉の硬骨を嫌う神宗に働きかけて、沈鯉の乞休疏を直ちに下し、両者が同時に官を退いたのであった。

以上のように、沈一貫は浙江官僚を中核にした自己の系列の人物を各衙門に布置して、その勢力を形成していたが、特に科道官、刑部等を強く掌握して、對抗勢力への抑圧体制を築き、そのことよって内閣（首輔）による一元的な官僚層に対する支配を維持していた。特に閣内に、官僚世論の支持を多く集める沈鯉が登場するに及び、そうした体制が暴走する傾向をみせ、自派からも批判がでてきているように、一層官僚層から遊離し、孤立化していったといえよう。沈一貫は世論に抗して少数の側近による暴力的支配の色彩を強め、また神宗への依存を強めていったが、それだけにその体制が破綻した時、その反動は強く、猛烈な批判活動が展開していったといえよう。次節では沈一貫退陣後にみられる同派への弾劾活動を通じて、各勢力の動向を探ってみる。

三 沈一貫派の追放

沈一貫、沈鯉が同時に退陣した後、朱賡ただ一人となった内閣に閣臣を補充するため、三十五年五月に九卿科道による会推が行われた。この会推の席で選出された七人の候補者のうち、礼部署部事左侍郎李廷機をめぐって議論が紛糾した。九卿及び科道の多数派が「李廷機は清正の二字もて挙朝推す所なり。即い小失有るも何ぞ害わんや」とするのに対し刑科右給事中曹于汴・兵科都給事中宋一韓・御史陳宗契の三人は「廷機は誠に清品なり。然れども其の人瑣屑にして褊、識度無し。既に繁言有り。何故に之を挙ぐるや」と反論した。結局李廷機も含めて神宗に上呈され、なおも工科右給事中王元翰・兵科左給事中胡忻らの強硬な反対が出されたが、神宗は于慎行・葉向高とともに李廷機を

閣臣に任命し、さらに原任大学士王錫爵の再起用を決定した。このことから李廷機・王錫爵の入閣は沈一貫の体制を継続させるものだとする批判が起き、同年八月に江西參政姜士昌、十月に御史宋燾、三十六年五月に礼部主事鄭振先が、沈一貫・朱賡・李廷機・王錫爵と続く内閣の「衣鉢相伝」を真つ向うから弾劾し、三十六年八月に科道官が大量に補充されてからは、その新任の科道官の殆んどが、朱賡・李廷機らへの攻撃に加わった。連日のごとく劾奏が發せられる中で、朱賡は三十六年十一月に病没し、李廷機は三十六年以降政務を離れ、四十年に致仕が許されるまで、病と称して罷免を乞い続けた。王錫爵は当初より不出馬を表明してはいたが、言官を貶す内容の密掲が准撫李三才によって暴露され、三十六年九月に南京戸科給事中段然らに弾劾されてからは、再出馬の可能性はほぼなくなった。

この一連の攻撃活動は、姜士昌の疏に、

夫（沈）一貫招權罔利、大壞士風吏道、俾悉走集其門、恐天下林居貞士與己齟齬、則一切阻遏。其大指在摧折既往忠直、以杜將來。……顧前此一貫大拜時、說者謂、王錫爵實推轂之。夫既已悞矣。一貫德錫爵甚。此舉朝所知。今一貫去、以錫爵代首揆、是一貫未嘗去也。

とあり、また鄭振先の疏に

古之權奸固寵肆毒、止于一身、身去則已。今之輔臣、乃有過去・未來・現在三身。沈一貫在位、王錫爵爲過去、一貫爲現在、朱賡爲未來。一貫去位、則朱賡爲現在、李廷機爲未來。今賡與廷機皆爲現在矣。錫爵又以過去爲未來。其他未來者姑勿指其姓名、大抵心術迹象之相似、衣鉢根蒂之相盤、深藏密護之相招、決非賡與廷機不相合者也。燈燈相續、薪薪無窮、而國從之也。

というように、沈一貫が反対派の排斥にとめた派閥政治への批判、その沈一貫派による内閣の党派的固定化の打破を基調とした。朱賡・李廷機らの個人的な政治行動自体がというよりも、沈一貫との関係、その派閥性が問題にされて弾劾活動が展開された。宋燾の疏では、李廷機が礼部侍郎であった時の沈一貫寄りの行動を非難したあと、

表I 沈一貫派（被劾者）

	氏名	被劾時官職	出身	典拠		被劾後
1	沈一貫	内閣大学士（原任）	浙江	35・8		
2	王錫爵	〃（〃）	南直隸	35・8		
3	朱賡	〃（〃）	浙江	36・4	36・11壬子	卒
4	李廷機	〃（〃）	福建	35・5		杜門乞休
5	周心賓	吏部右侍郎兼協理詹事府事	浙江	36・9	33年頃より	憂去
6	方從哲	国子監祭酒（原任）	〃	36・11	27・4己丑	引疾、家居中
7	全天叙	詹事府少詹事	〃	35・6	35・7戊午	丁憂去
8	陶望齡	国子監祭酒（原任）	〃	36・11	37・2	卒
9	朱国禎	右春坊右諭徳	〃	36・11		帰郷
10	馮有経	左春坊左庶子	〃	36・11	37・12甲戌	拜疏去
11	沈 淮	右春坊右諭徳	〃	36・11		
12	孫如游	右春坊右贊善	〃	36・11	38・3丙戌	署南京翰林院事
13	陳之龍	右春坊右中允	〃	36・9	35・4乙未	回籍養病
14	黄汝良	礼部右侍郎兼協理詹事府事	福建	35・6	35・7戊午	丁憂去
15	林堯俞	南京国子監祭酒	福建	36・9	37・3庚子	回籍
16	周如砥	国子監祭酒	山東	36・9	37・9己亥	拜疏出城↓冠帯閑住
17	李思誠	（詞林）	南直隸	37・正		

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
何爾建	葉永盛	侯慶遠	邵庶	楊応文	姚文蔚	徐必達	倪斯蕙	唐鶴徵	劉憲龍	王守素	申用懋	沈子木	劉元霖	孫鉉	詹沂	沈応文	蕭大亨	趙世卿
大理寺右寺丞	太僕寺少卿	太常寺少卿	太常寺少卿	南京太僕寺少卿	南京太僕寺卿	光祿寺寺丞	太常寺少卿	南京太常寺少卿	光祿寺少卿	光祿寺卿	兵部職方郎中	南京都察院右都御史	工部侍郎(署部事)	南京兵部尚書	都察院左副都御史(署)	刑部尚書	兵部尚書	戸部尚書
山東	南直隸	山東	南直隸	南直隸	浙江	浙江	四川	南直隸	浙江	南直隸	南直隸	浙江	北直隸	浙江	南直	浙江	山東	山東
36・12	36・8	36・11	36・8	36・10	36・8	36・11	36・11	36・10	36・10	36・9		36・9	37・正	36・7	36・9	36・9	36・9	36・9
		38・6壬辰		36・11庚寅				36・9丙戌		38・正癸卯		37・9卒卯		37・9丁未	37・9戊戌	38・正戊戌	36・11庚子	38・9
		擅自離任、降三級調外		養病				致仕		致仕		卒		罷	扞疏出城↓冠帶閑住	致仕	致仕	扞疏出城候命、39・10 徑去

55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
黄建衷	羅相	趙拱極	陳禹謨	管橘	毛堪	李樸	王業弘	楊廷筠	康丕揚	周懋相	喻安性	姚士慎	熊鳴夏	劉道隆	孫善繼	鍾兆斗	錢夢阜	陳治則
		光祿寺少卿	監察御史	監察御史	監察御史	監察御史	監察御史	監察御史	監察御史	監察御史	吏科給事中	吏科給事中	吏科給事中	吏科左給事中	工科都給事中	工科給事中(原任)	刑科給事中(原任)	吏科都給事中
湖廣	江西	山東	浙江	南直隸	南直隸	浙江	山東	浙江	山東	江西	浙江	浙江	江西	湖廣	山東	浙江	四川	浙江
36・10	36・10	36・10	36・12	36・9	36・10	36・9	37・正	36・12	36・9	36・9	36・10	36・12	36・9	36・正	36・12	36・11	35・10	36・正
				37・11壬寅		37・9丁未					37・9丁未	38・5癸酉		37・2甲子	37・2戊午	33・	33・	37・4癸丑
				福建水利道僉事		広東屯田道僉事					広東羅定道僉事	徑行離任↓降二級調外		拜疏去↓降三級用	拜疏去↓革職為民	養病去	養病去	拜疏去↓降三級用

71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56
王之楨	楊芳	王永光	郭士章	趙可懷	周孔教	曹時聘	沈季文	陳用賓	徐学聚	戴耀	徐三畏	張汝霖	張嗣成	黄克謙	周応鰲
掌錦衣衛事左都督	広西巡撫	浙江巡撫	貴州巡撫	湖広巡撫(原任)	応天巡撫	總督河道工部尚書	河南巡撫	雲南巡撫	福建巡撫	両広総督	陝西三辺総督				
山西	四川	北直隸	江西	四川	江西	北直隸	浙江	福建	浙江	福建	北直隸	浙江	山東	浙江	浙江
36・10	36・9	36・8	36・9	36・10	36・11	36・9	36・9	36・10	36・9	36・9	36・9	36・9	36・8	36・10	36・10
				32・閏9	36・8	37・3辛丑	36・11丙申	36・8癸亥	35・6戊戌	36・6戊戌	36・9甲辰				
				被殺(楚獄)		卒	致仕	解京問擬	回籍聽用	回籍	卒				

表 II 沈一貫派攻撃者
〔六科給事中〕

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
※ 段 然	戴 章 甫	曹 于 汧	宋 一 韓	蕭 近 高	周 永 春	周 日 庠	顧 士 琦	胡 嘉 棟	胡 応 台	胡 忻	※ 金 士 衡	韓 光 祐	何 士 晋	汪 若 霖	王 元 翰	翁 憲 祥	氏 名
湖 広	四 川	山 西	河 南	江 西	山 東	江 西	南 直 隸	河 南	湖 広	陝 西	南 直 隸	湖 広	南 直 隸	河 南	雲 南	南 直 隸	出 身 地
36 ・ 9	37 ・ 1	35 ・ 5	35 ・ 5	36 ・ 10	36 ・ 10	36 ・ 12	36 ・ 9	36 ・ 9	36 ・ 9	35 ・ 5	36 ・ 11	36 ・ 9	36 ・ 11	36 ・ 正	35 ・ 5	36 ・ 10	典 拠
東 林		東 林		東 林	齊		崑 ●	崑 ●	東 林		○	○	東 林		東 林		党 派

万曆三十年代における沈一貫の政治と党争

〔監察御史〕

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25		24	23	22	21	20	19	18
侯 執 蒲	吳 亮	顧 髓	金 明 時	韓 浚	※ 汪 懷 德	王 似 寧	王 孟 震	王 象 恒	王 國 楨	氏 名	※ 劉 時 俊	劉 文 炳	李 謹	彭 惟 成	杜 士 全	張 鳳 彩	張 國 儒
河 南	南 直 隸	四 川	浙 江	山 東	南 直 隸	浙 江	山 東	山 東	陝 西	出 身 地	四 川	北 直 隸	山 西	江 西	南 直 隸	河 南	山 西
36 ・ 9	36 ・ 8	36 ・ 8	36 ・ 11	36 ・ 10	37 ・ 1	36 ・ 11	36 ・ 11	36 ・ 10	36 ・ 9	典 拠	36 ・ 12	36 ・ 10	36 ・ 9	36 ・ 9	36 ・ 11	36 ・ 9	36 ・ 10
	○		●	齊	東 林					党 派	●	●	●	●		●	○

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
房壯麗	彭端吾	馮嘉会	馬孟禎	鄧漢	鄧澄	陳宗契	陳于廷	張邦俊	張時弼	曾用升	宋燾	蘇惟霖	徐鑒	周達	朱萬春	史記事	史学遷	左宗鄧
北直隸	河南	北直隸	南直隸	江西	江西	湖廣	南直隸	陝西	江西	廣東	山東	湖廣	江西	四川	南直隸	陝西	山西	江西
36・10	36・9	37・1	36・10	36・10	36・8	35・5	36・11	37・1	36・11	36・11	35・10	36・9	36・11	36・12	36・9	36・8	36・7	36・12
●	○						東林	●				○		●		東林	○	

69	68	67	66	65	64	63	62	
劉汝佳	熊応捷	鄭振先	張嘉言	謝廷諒	吳道長	姜士昌	何瑛枝	氏名
工部主事	戸部主事	礼部主事	工部員外郎	南京刑部主事	国子監助教	江西參政	刑部主事	官職
南直隸	四川	南直隸	湖廣	江西	江西	南直隸	南直隸	出身地
36・11	36・12	36・4	36・10	37・1	36・11	35・8	36・11	典拠
		崑	崑					党派

〔その他〕

61	60	59	58	57	56	55	54
梁州彦	劉光復	劉蔚	李光輝	李応魁	楊節程	熊廷弼	穆天顔
河南	南直隸	河南	山西	北直隸	雲南	湖廣	湖廣
36・9	36・9	36・12	36・10	36・11	36・9	36・8	36・9
	●					東林・崑	

備考

1 典拠は『万曆邸鈔』の記載箇所を示す。例 36・10 万曆三十六年十月条

同一人で複数の効奏がある場合は初出ないし代表的と思われる記事をとった。

2 党派の『東林』 Ⅱ 『東林党人榜』・陳鼎『東林列伝』に載せる者。

『崑』(葉向高『蓬編』卷三 万曆三十六年四月条による)。

○ Ⅱ 李三才、辛亥京祭の支持者 ● Ⅱ 反東林系(『明史』李三才伝・孫丕揚伝・夏嘉遇伝による)

3 ※南京官

及枚卜之日、科道官上言奏政、交章保舉、投之以木桃、報之瓊瑤。天下皆知之、而不敢言者、非畏廷機也。畏其心腹爪牙之威布滿通衢、前輩提携之勢牢籠宇宙、不敢與之抗衡也。

と述べ、李廷機個人よりも、その「心腹爪牙之威」「前輩提携之勢」といった派閥の存在を問題にしている。したがって攻撃は、沈一貫や直接その系統を引く閣臣朱賡、李廷機のみならず、彼らの「私人」に対して広汎に展開された。

表Ⅰ・Ⅱは『万曆邸鈔』の万曆三十五年五月条から三十七年正月条までの沈一貫派攻撃の記事によって、沈一貫・朱賡らの「私人」「鷹犬」「曲庇」等とされ、あるいはそれらと同列に置かれて弾劾された者とこれを弾劾した者とをそれぞれ整理したものである。十分に関係を確認できていない者もあるが、大体の傾向は知られる。例えば「私人の主盟者」とされた趙世卿、蕭大亨をはじめ、閣臣会推で李廷機を推した部・院の掌印官及び科道官は、吏部左侍郎楊時喬を除き、尽く攻撃されている。すなわち部院の大臣層にはなお沈一貫在任中の体制が存続し、内閣に沈一貫の系列が存続するのを容認しており、科道官の批判は、その体制全体に向けられたことを示しているよう。

まず被劾者側を考察する。

表Ⅰ・Ⅱによってそれぞれ出身地域別に数えたのが表Ⅲである。被劾者側すなわち沈一貫派は、浙江が最も多く、検索した七一名中二九名で、全体の四〇％を占め、これと南直隸・山東の上位三省だけで七〇％を占める。これに対し、陝西・河南・山西の西北官僚で沈一貫派とされた者は一人もいない（山西出身者に一人いるが、これは錦衣衛左

表Ⅲ

省	沈一貫派		反沈一貫派	
	実数	(%)	実数	(%)
北直隸	4	5.6	4	5.8
陝西			4	5.8
河南			8	11.6
山西	1	1.4	5	7.2
山東	10	14.1	5	7.2
南直隸	11	15.5	15	21.7
浙江	29	40.8	2	2.9
福建	5	7.0		
湖広	2	2.8	8	11.5
四川	4	5.6	5	7.2
江西	5	7.0	10	14.5
広東			1	1.4
広西				
雲南			2	2.9
貴州				
計	71	100	69	100

都督王之楨であり、その特殊な地位や職掌からみて例外とすべきである。つまり沈一貫は、自己の郷里である浙江を中核にした東南官僚をその勢力の基盤とするとともに、西北官僚を要職から撤底して排除していたことが明らかであり、朱賡・李廷機もこの体制をそのまま引き継いでいたのである。

このように、沈一貫は浙江官僚を偏重して、彼らを内閣権力の具としていたが、それだけに、彼の失脚と同時に、浙江官僚は猛烈な攻撃を受けることになった。『明史』巻二一八沈一貫伝に「一貫帰するも、言者之を追劾して已まず。其の郷人も亦多く世の詆諆を受く」とあるように、浙江官僚全体が沈一貫派とみなされて、玉石を分かつたらずに排斥さ

れる傾向もあつた。朱国禎は周知の如く東林派に擬せられる人物で、この時期すでに東林書院の顧憲成と交流があつたが、御史彭端吾は「朱国禎は、陽に君子を粧うが、実はその狡詐險毒は小人の尤だしいものであり、賢者の中にも欺かれて贊美する者がいるが、実は狐媚蠅趨して朱廢と結んでゐる。」と攻撃した。また、光祿寺少卿劉憲寵は、二十九年當時礼部員外郎であつたが神宗が皇太子冊立の儀をなお延期しようとしたのに対して沈一貫に御批を封還するよう強く要請し、冊立の実現を導いた。沈一貫に直接要請している点から、彼が同郷ということで沈一貫の人脈の中にあつたことは推測される。おそらくそれ故に彼もまた「奸相の私人」として排されたのであろう。ここでは彼の政治的業績は考慮されず、沈一貫の系列内にあるという点だけが問題であつたのであろう。なお彼は天啓になつて官界に復帰したが、魏忠賢と忤らい、『東林党人榜』に載せられている。攻撃側は、被劾者個々の政治的業績や志向性ではなくて、沈一貫が基盤とした官僚勢力が問題であつたのであり、その系列にある（ないしは、そうみなされた）人物に攻撃をかけたのである。その際、沈一貫の勢力がただちに浙江官僚と同一に意識されたのであり、そのため被劾者の中には、朱国禎や劉憲寵のように、かなり不当な攻撃を受けた者も相当いたのではないかと思われる。

激しい沈一貫派攻撃が続く中で、浙江出身の科道官には、微妙な発言が多い。彼らは公然と沈一貫あるいは朱廢を擁護できず、婉曲に批判を押えようとしたようである。吏科給事中喻安性は「司礼監が皇帝と閣臣の間に介在して政を乱し、閣臣は司礼監の用人となつてゐる」と上奏したが、これは宦官のみに罪をきせて、朱廢の罪を隱蔽するものと批判を受けた。御史李樸は「旧輔沈一貫と沈鯉、同時に柄政するも、通執やや異なる」と上奏したが、「沈鯉の沈一貫におけるや、忠佞は星淵の如く、貪廉は黑白の如し、但、通執やや異なるとのみ云う可けんや」と批判された。喻安性、李樸は三十七年九月に就任後一年で広東僉事に外転させられた。

李廷機とともに入閣した葉向高が、三十八年の外察₁₁朝覲考察について、

是歲當外察、言者多求于閩・浙二省人。蓋浙以故相、而閩以李公（廷機）與余也。然李鄉人爲獨多。余移書太宰

孫公（不揚）争之。孫公甚然余言。藩臬中免者十餘人。

と述べているように、ここでは葉向高の孫不揚に対する抗議で浙・福官僚への不当な処分は避けられてはいるが、沈一貫・朱賡・李廷機の同郷出身者を圧迫する傾向が、中央官僚に対するだけでなく、地方官にも及んでいることが窺える。この時の葉向高の孫不揚への書には、

又聞。今番計典、閩・浙之人掛議獨多、得非以閣臣之鄉人乎。……閩猶現在。若浙人亦已灰寒颯盡、無可纏綿。而必欲深求不已、蘭艾並焚、矯枉過正、其弊亦得無同歸于枉乎。

とあり、浙江の閣臣の影響はすでに絶えており、なお浙人を追求し続けければ、君子、小人の別なく害ない、中正を失うことになるという、過度の浙江官僚抑圧に反対している。

四十年代になって、東林・反東林の党争が激化していった時、東林派の李三才は、

自沈一貫假妖書、壇戮楚宗、舉朝正人攻之以去。此是一貫自作之孽、與浙人無干。而浙人何必死與正人爲仇也。

と述べて、沈一貫個人の罪と浙人とは本来関わりは無いのに、なぜ浙人は正人、すなわち東林派と敵対するのかと浙党を非難しているが、三十五、六年における過剰なまでの浙江官僚への攻撃、抑圧が、浙党と称される強固な反東林派勢力の形成に迫車をかけることになったのである。

また山東出身の戸部尚書趙世卿は、沈一貫派の領袖格とみなされ、三十九年十月に致仕の命をまたずに帰郷したが、このことについて葉向高は、

始四明在事、司徒趙公世卿甚相歡。楚事發、趙公力護四明、而明龍兄甚恨之。四明敗、人遂羣起、攻趙公。余不能救。……趙公既去、齊人多咎余。而元君（詩教）又中涵方公（從哲）之門生。姚給事永濟私語余、元君意無他、但欲起其座師耳。座師用則自解矣。

という。葉向高が趙世卿を彼への攻撃から守れず、かつ致仕の許可を出さなかったとして山東官僚は葉向高に反発し、

その中の給事中元詩教は「奸相の血脈」として弾劾された浙江の詞林方從哲の擁立を謀って葉向高を攻撃したのである。元詩教は四十年代の反東林派の齊党の中心人物である。齊党も、沈一貫派の趙世卿を擁し、彼への攻撃に反発する山東官僚が反東林派の勢力を形成したものであり、かつ浙党と密接な関係を持っていたのである。

次に、沈一貫派を攻撃した側について検討する。前掲の表Ⅲでは、攻撃側の官僚の地域的分布は、南直隸の二五人、約二二%が突出しているが、被劾者側ほどの片寄りはなく、一応南北全体にわたっている。浙江・福建・山東の三省ではそれぞれ被劾者側で占める率よりも低くなっており、このことから浙江はもちろん、李廷機（福建）・趙世卿・蕭大亨（山東）と同郷の官僚は、この攻撃活動に対して消極的であったことが推測される。

これと対照的に西北官僚は沈一貫に圧迫されていただけに、それへの弾劾も活発であった。吳心箕『東林事略』中に、

浙人以趙（志臯）・沈（一貫）・朱（賡）三相故、爲西北孔標、困阨日久。而西北人士方并合勁楚、延攬東林。浙人雖恨之、不能報也。

とあり、沈一貫派攻撃は西北と浙江の対立が基軸であるとし、西北が湖広と組み、東林を味方につけて浙江を攻めたという。ここにいう東林を顧憲成らが主宰する無錫の東林書院を中核とする江南官僚とみることができればこの史料は表Ⅲにみられる南直隸・湖広の率の高さを説明するものである。沈一貫派攻撃には、西北勢力の浙江に対する巻き返しという要素が強かったといえる。

こうした西北勢力の攻撃の中で、三十六年九月に永く員欠となっていた吏部尚書に西北官僚の領袖である原任吏部尚書孫丕揚が再び起用され、翌年四月に着任したのをはじめ、三十七年三月に詹事王図が吏部右侍郎署翰林院事となつて翰林院を掌管し、同年十二月には総督倉場右都御史孫璋が都察院事を兼署し、また原任兵部左侍郎李楨が南京刑部尚書に起用されるなど、陝西官僚が要職に進出した。^⑧『明史』卷二一六、王図伝に、

(王圖) 進吏部右侍郎、掌翰林院。兄國方巡撫保定。廷臣附東林及李三才者、往推轂圖兄弟。會孫不揚起掌吏部、孫璋以尚書督倉場。皆陝西人。諸不悅圖者、目爲秦黨。

とあるように、三十六年から三十七年にかけて、西北、とりわけ陝西官僚が吏部・都察院・翰林院を制し、秦党と目されるにいたったのである。

沈一貫派は、表Ⅰに示したように、三十六年からの猛攻撃を受けて次第に中央を逐われたが、特に沈一貫以後、同派の核となっていた朱廣が病死したのち、陝西官僚が抬頭する中、同派の大臣層は相次いで職を辞しており、三十七年末には政界における秦党の優勢、沈一貫派の敗退は決定的となった。

ところで表Ⅱによって沈一貫派弾劾に関わった人々をみると、いわゆる東林党人として挙げられる人物や『東林党人榜』には挙げられないが、三十七年末からの李三才をめぐる抗争や三十九年の辛亥京察における抗争などで、東林派の側に立った人物が多く含まれている。しかしまた、これらの抗争にあつて反東林の立場に立った者も、沈一貫攻撃に多く関わっているのである。例えば御史劉光復は四十二年に、李三才が皇木を横領したと劾奏し、李三才から「目に君父なく、沈一貫・韓敬のために仇を報ずる者」と罵られているが、三十六年十一月には「時務最急十事」を上奏して、その中で、

(一 略) (朱) 廣・(李) 廷機・(趙) 世卿及陳治則等早放、二。近起顧憲成數人、通都悉已彈冠、推類廣収于科臣彭維成・王元翰・臺臣穆大顔所言鄒元標・趙南星・高攀龍・遂中立・汪若霖等數十餘員、一槩牽復帝庭、三。と、朱廣、李廷機らの放逐とともに、東林派の人々の政界復帰を上請している。この疏中に触れられている刑科給事中彭惟成は、辛亥京察を批判するひとりであるが、三十六年当時の疏をみると、

一、大臣進退、(沈) 鯉白首尚壯。何爲恋恋(王) 錫爵。追憶(沈) 一貫・(朱) 廣借大獄以羅織諸賢。故郭正域・田大年・于玉立・王士驥・郭正位相繼誣陷、幾于駢首。近讀臺臣史學遷疏、誰不酸鼻。如此異常沉寃、可不及

今昭雪。一、會推大僚、每稱乏人。如職前疏所列鄒元標・趙南星・顧憲成等、使一向不遭擯斥、則今日皆巍然九列之望矣。

とあり、沈一貫の妖書事件を強く批判し、かつ東林派の人々を推挙している。これらの発言は東林派の主張と同一のものといつてよい。つまり、三十六年までの時点では、沈一貫派は別にして、反沈一貫派陳宮において東林・反東林の分化はなく、一致して沈一貫派追放にあつてゐた。ないしは以後の各党派につながる人脈上の系列化はあつたとしても、沈一貫に対する否定的評価に関しては一致してゐたといえよう。沈一貫派攻撃という点で一体性を持つていた科道官が、三十七年ごろから李三才評価、辛亥京察等をめぐつては分裂し、相互に攻撃しあう党争の状況がでるのであるが、その要因や過程の追求、また各勢力の動向に本稿でみたような地域性がどう関わるか、等については別の機会に考察したい。

沈一貫派攻撃の特徴のひとつとして、被劾者に翰林院官が多いことをとりあげよう。内閣大学士は清要の地たる翰林院官から採用されることが慣例であり、ほぼ定制度化されてゐた。したがつて王錫爵・沈一貫・朱賡及び李廷機へと連なる「権相」の系列による内閣独占体制の存続、「衣鉢相伝」を断ち切るという点で、直接には沈一貫の後継の閣臣及び内閣の母体である翰林院官が最も警戒されたのである。「清正」をもって知られる李廷機の内閣が問題とされたのも、その故である。李廷機は、挙人の時に董份・申時行の門下を出、翰林院内では沈一貫を館師として、これに師事した。その関係から、沈一貫致仕の際、後事を託されたと目され、三十五年五月の閣臣會推以前から、同じく沈一貫とつながりが深い周応賓・黄汝良とともに弾劾を受けてゐる。周応賓は沈一貫と同郷の鄞県の人で、姻家でもあつた。黄汝良は李廷機と同じ福建泉州府晋江県の人で、楚獄に関して、郭止域を宗人の黒幕であるとして非難する言があり、沈一貫とその立場を同じくしてゐた。彼らの内、李廷機が現実^⑧に會推で挙げられ、入閣したことから、彼と同じく内閣大学士となつて沈一貫の衣鉢を継ぐ可能性のある翰林院官への攻撃が強まつたのである。

前掲表Ⅰに示したように翰林院官の中でも特に集中的に浙江出身者が攻撃されている。『定陵註略』巻八「丁未考選」に、

自四明（沈一貫）・會稽（朱賡）相繼秉政、衣鉢相傳、牢不可破。故爾時浙中詞林攻擊殆盡。謂之斬斷浙脈。

とあるように、（趙志臯）・沈一貫・朱賡と続く浙江による内閣独占体制を継承する恐れのある浙江出身者が浙脈と称されて攻撃されたのである。表Ⅳは、入閣した李廷機・葉向高と同年以降の浙江・福建の翰林院官の一覧である。この表に示される通り、資序の上で葉向高らと同様、入閣の条件を備えている、あるいはそれに近い浙江詞林はほとんど全部弾劾されている。また前述の彭端吾の朱國禎弾劾は「漏網詞臣、巧飾規避……」と題されており、翰林院からの浙江派排除がきわめて集中的かつ意図的に行われたことを示している。

ところで、翰林院からの沈一貫派追放が進められたのと同時に、沈一貫退陣後から、閣臣が翰林

表Ⅳ 浙江・福建翰林院留館者表

	11年癸未科	14年丙戌科	17年己丑科	20年壬辰科	23年乙未科	26年戊戌科
浙江	朱國祚（一甲） ○周応賓 ○方從哲 王萱	○全天叙	○陶望齡 ○朱國禎 ○馮有経	○沈 淮 陳懿典	○孫如游 ○陳之龍	邵景堯 楊希聖 温体仁
福建	○李廷機（一甲） 葉向高	楊道賓（一甲） ○黄汝良	蔣孟育 ○林堯俞	翁正春 史繼偕 高克正	黄志清	黄國禎 周如磐
典拠	『神宗実録』 万曆十三年閏九月戊午条	同書 万曆十六年十月庚寅条	同書 万曆十九年八月甲辰条	同書 万曆二十二年九月丙午朔条	同書 万曆二十五年八月己未朔条	同書 万曆二十八年八月壬申条
備考	（一甲）以外は庶吉士			○印は被劾者		
	社聯誌「明朝館選録」（『清華学報』新5-2, 1966）参照					

院官からだけ任用される体制を改革する主張が現われている。三十四年の沈一貫・沈鯉の退陣直後、湖広巡按御史学遷は、輔世の賢、救時の相は翰林院官に限られないとして、閣臣を外僚からも任用しよう主張した。

三十六年末に朱賡が病死し、李廷機の塾居が続き、閣臣が葉向高一人になると、再び閣臣の補充が政治日程にのぼってきたが、三十七年初に、外僚からも有能な者を入閣させるべきであるとする内外兼用論が集中して現われる。

一月に御史畢懋康・南京給事中段然、二月に直隸巡按孔貞一、三月に兵科都給事中宋一韓が、それぞれこの論を主張した。畢懋康の疏には、

揆地枚卜之途當廣。奴奸擅政、輕變祖制之舊、暗傳衣鉢、專屬詞林、個中機關、牢不可破。雖枚卜之時、外者未嘗不推、然竟無一用。試歷舉先朝相業、如薛文清(清)・楊文貞(一清)・李文達(賢)・張文忠(璉)諸臣、何嘗出自館局。而胡今之過爲限制也。

とあり、翰林院による内閣の独占は權奸の衣鉢暗伝によって築かれた体制であり、翰林院のみに限定せず内外から閣臣を任用することが本来の祖制であるとする。少数の翰林院官による内閣の独占体制が沈一貫のような一般官僚層の世論と背馳する権力支配を生み、それがなご彼の人脈によって維持されようとしたことに対して、官僚の希求するところに沿った内閣のあり方が求められたといえよう。内外兼用の説は、礦税監の弾圧に辣腕を振った准撫李三才を入閣せしめようとする東林派の段然が特に主張したという。

二十年代に閣臣王錫爵が吏部尚書の欠に翰林院官を推そうとしたことに抵抗した顧憲成は、

内閣者翰林之結局、冢宰者各衙門之結局。今天下大勢、折而入内閣矣。況可併冢宰、據之乎。

と述べて、内閣＝翰林院と吏部＝各衙門を対置し、外廷側の結局である吏部の独立、権力強化によって内閣の権力と対抗しようとした。これに対して沈一貫内閣の強権支配が、官僚層の抵抗のため貫徹しえず、崩壊に向った三十年代半ばでは内閣の権力自体を外廷が掌握する方向性が——なお実現はしなかったが——反沈一貫勢力の中に生じていた

といえよう。

おわりに

以上、万曆三十年代半ばまでの、沈一貫の政治と彼の退陣後その一派に加えられた攻撃について述べた。

沈一貫の政治的立場は基本的に王朝権力の恣意性を追認し補完するものであり、したがって内閣として官僚世論の意向を十分に吸収しこれを実現する方向性は持たなかった。むしろ官僚層内外の批判的な動きに対しては、腹心の科道官や刑部・錦衣衛等を駆使して、抑圧にかかり、また同郷の浙江を中心とする自派勢力を官僚機構の各部署に配置してその体制の安定をはかった。内閣(首輔)による官僚層の一元的支配を意図する沈一貫にとっては、自己以外に官僚層の支持を集める沈鯉のような存在は、なんとしても排除すべきものであった。しかし、妖書・楚獄・京察を通じて偏狭な党派性、抑圧的姿勢を露わにした沈一貫は、ついに官僚層の強い抵抗に遭い、権力の座から降りざるを得なかったのである。

沈一貫内閣の強圧的体制が崩れたあと、政局は一気に流動化に向い、沈一貫系列の李廷機の入閣を機に沈一貫派への全面的な攻撃が開始されたが、この活動の特徴を二点指摘して結びとする。

沈一貫派攻撃は、三十六、七年の東南、とりわけ浙江官僚の衰退と、これと対照的に陝西官僚の抬頭という政界における勢力関係の変動をもたらしたが、そこにおいて「浙脈」「秦党」等の呼称が現われていることが端的に示すように、この抗争は地域勢力間の抗争としての色彩が強い。該時期に各官僚勢力の形成において出身地域による結びつきが大きな比重を占め、そのことが党争の極めて重要な要素となっていたといえよう。

また、こうした勢力関係の変化をもたらした攻撃側の主体は、官職でいえばそのほとんどが科道官である。彼らの

攻撃に対し、沈一貫以後の閣臣朱賡・李廷機あるいは部・院の大臣層は、これと対抗できず、続々と政界を去ったのである。この時、政治の主導権は、内閣、大臣層の手から、下部の科道官の手に移ったといえる。翰林院による内閣独占体制の打破を主張し、李三才を擁立した東林派科道官の動きも、官僚層下部の政治的要求の表われであり、また四十年代には、これと立場こそ違え、反東林派の齊党の給事中元詩教らが、閣臣方從哲・吏部尚書趙煥をその地位に押し上げ、かつこれを操った。沈一貫以後、政治の主導権は上層部から科道官に移り、政局の展開は彼らによって担われたが、これに対する上からの規制力が失われていただけに、各勢力間の対立・抗争は熾烈かつ混沌の度を強めていったものと思われる。

〔註〕

- (1) 沈德符『万曆野獲編』卷八、「大臣被論」。
- (2) 管見した限りでは、党争が激しかった天啓五年の序を持つ『両浙名賢録』卷十四、輔弼の沈一貫伝が、沈一貫の功を称賛している。
- (3) 拙稿「万曆二十年代の吏部と党争」(『九州大学東洋史論集』13、一九八四)。
- (4) 『神宗実録』万曆二十六年六月丁巳条。
- (5) 同右、万曆二十七年正月丙午、二月辛未の各条。『明通鑑』万曆二十七年四月条。
- (6) 岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」(『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』、燎原書店、一九七七)。
- (7) 『神宗実録』万曆二十七年九月乙卯条。
- (8) 同右、九月乙丑条。
- (9) 『両浙名賢録』卷十四、輔弼、沈一貫伝。
- (10) 『明史』卷二一八、沈一貫伝。『神宗実録』万曆二十九年十月乙亥、己卯条。
- (11) 酒井忠夫『中国善書の研究』(国書刊行会、一九六〇)第二章、一五二頁以下参照。
- (12) 『明史』卷二一八、沈一貫伝。

(13) 楚獄については、文秉『定陵註略』巻六、「楚獄始末」、『明史』巻二一六、楚王楨伝、同書巻二二六、郭正域伝にまとめた記述がある。

(14) 『神宗実録』万曆三十一年四月壬辰条。

(15) 同右、六月辛卯条。

(16) 同右、九月丙寅、庚午、己巳の各条。

(17) 同右、十月甲申条。

(18) 同右、九月庚午条。

(19) 同右、九月辛未条。

(20) 『大明会典』巻五十七、礼部、王国礼三、過犯、弘治九年令。

(21) 『定陵註略』巻六、「楚獄始末」。

(22) 『神宗実録』万曆三十二年閏九月。

(23) 同右、万曆三十三年四月辛亥条。

(24) 葉向高『蓬編』巻八、万曆四十二年二月初九日条。

(25) 武昌民変については、『定陵註略』巻五、「軍民激変」、『明史』巻三〇五、陳奉伝、参照。劉炎「明末城市経済発展下の初期市民運動」(『歴史研究』一九五五年六月)。

(26) 『神宗実録』万曆二十九年四月辛卯条。

(27) 葉向高『蓬編』巻二、万曆三十二年条。

(28) 『神宗実録』万曆二十九年七月壬子条に、

以原任雲南副使周應治補湖廣副使。

とあるから、おそらく休任中であつたのを、特に起用したのであろう。

(29) 談遷『国權』万曆二十九年九月戊午条。

(30) 『明史』巻一一二、七卿年表一。

(31) 高攀龍『高子遺書』巻十、「龍江沈先生泰交始末」。

(32) 小野和子「東林党考(一)——淮撫李三才をめぐる——」(『東方学報』第五二冊、一九八〇)。

- (33) 『神宗実録』万曆三十年二月庚寅条。
- (34) 同右、四月庚戌、五月壬戌朔の各条。
- (35) 同右、八月丁酉、九月己未期の各条。
- (36) 南企仲は西安府渭南県、趙邦清は慶陽府真寧県、劉九經は鳳翔府郿県のそれぞれ出身である。
- (37) 『神宗実録』万曆三十年十月乙巳、庚戌の各条。
- (38) 同右、十月庚戌条。以下、十月壬子、丙辰、丁巳、十一月壬戌、癸亥と抗争が続く。
註(3) 前掲拙稿参照。
- (39) 呂坤、「去偽齋集」卷三、「趙乾所心政録序」。谷口規矩雄「呂坤の土地丈量策と鄉村改革について」(小野和子編『明清時代の政治と社会』、京都大学人文科学研究所、一九八三) 参照。
- (40) 前註掲、谷口論文。
- (41) 張輔之はすでに二十七年九月に兵科都給事中から太常寺少卿に陞進した(『神宗実録』万曆二十七年九月戊辰条)。
- (42) 『神宗実録』万曆三十一年九月庚午条。
- (43) 同右、六月丁亥条。
- (44) 妖書については、『明史』卷二二六、郭正域伝、文秉『先撥志始』卷上、参照。
- (45) 『明史』卷二二六、唐文獻伝、卷二二六、郭正域伝。
- (46) 陳鼎『東林列伝』卷十五、郭正域伝。
- (47) 『神宗実録』万曆三十一年十二月壬午朔条。
- (48) 註(47)と同じ。
- (49) 『神宗実録』万曆三十二年四月乙酉条。
- (50) 高攀龍『高子遺書』卷五、「山西布政司右布政使中嵩王公行状」。
- (51) 『神宗実録』万曆三十二年十月己未、十一月乙酉の各条。
- (52) 『明史』卷二二四、楊時喬伝。
- (53) 葉向高『蒼霞統章』卷十四、「光祿大夫柱國太子大保左都御史贈少保亦齋温公偕配贈一品夫人李氏楊氏宋氏神道碑」。
- (54) 『神宗実録』万曆三十三年正月癸卯条。また『定陵註略』卷三、「乙巳」大計。
- (55)

万曆三十年代における沈一貫の政治と党争

- (56) 『神宗実録』万曆三十三年三月辛巳条。
- (57) 同右、万曆三十二年九月辛酉条。
- (58) 註(9)に同じ。
- (59) 『神宗実録』万曆三十三年五月癸巳、六月癸亥、丁卯、壬申、七月丙子の各条。
- (60) 同右、八月辛巳、壬午の各条。
- (61) 同右、万曆三十四年七月癸未条。
- (62) 同右、万曆三十五年五月癸卯条。
- (63) 同右、万曆三十五年九月辛卯朔、十月壬申、三十六年五月丙戌朔の各条。
- (64) 同右、八月辛酉条。
- (65) 文秉『定陵註略』卷八、「太倉密掲」。
- (66) 同右、「丁未考選」。
- (67) 同右、「太倉密掲」。
- (68) 期間を三十七年正月までとしたのは、前年末の朱廣の死によって攻撃活動が一段落して收拾に向い、二月以降は党争に新たな展開がみられると、筆者が考えていることによる。この過程はいずれ別の機会に考察したい。
- (69) 『顧端文公年譜』万曆三十五年九月条。
- (70) 『万曆邸鈔』万曆三十八年十一月条。なお、この劾奏に対しては反沈一貫派側の論者でも評価が分かれている(同書、万曆三十七年正月条)。また彭端吾の劾奏は、朱国楨が郷里の湖州府で賦役改革を推進したことを怨む郷神層が唆したものとされる。濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』(東京大学出版会、一九八二)第九章第二節参照。
- (71) 光緒『慈谿県志』卷二十九、列伝六。
- (72) 『万曆邸鈔』万曆三十六年十月条。
- (73) 同右、九月条。
- (74) 葉向高『蓬編』卷三、万曆三十八年。
- (75) 葉向高『蒼霞統草』卷十八、「与孫辛公論考察事」。
- (76) 文秉『定陵註略』卷九、「淮撫始末」。

- (77) 葉向高『蓬編』卷五、万曆四十年。
- (78) 『神宗実録』万曆三十六年九月丙申、三十七年四月丁卯、三月癸卯、十二月戊午の各条。
- (79) 『定陵註略』卷九、「淮撫始末」。
- (80) 『万曆邸鈔』万曆三十六年十一月条。
- (81) 同右、十二月条。
- (82) 『神宗実録』万曆三十五年三月辛卯条。
- (83) 談遷『国権』万曆二十一年六月戊戌条。三十二年閏九月壬子条。
- (84) 『万曆邸鈔』万曆三十四年八月条。
- (85) 同右、万曆三十七年正月条(畢懋康)、二月条(孔貞一)。『神宗実録』万曆三十七年正月己酉条(段然)、三月乙巳条(宋一韓)。
- (86) 『顧端文公年譜』万曆二十一年七月条。